# 維持管理負担金の改定案について

# 3. 令和7・8年度単価改定に向けた考え方

## 3-1 令和7・8年度の単価見直しの考え方

- ■維持管理負担金見直しの方向性(案)
  - ①県の一般会計繰入金の見直し →県の一般会計繰入金として交付税措置額を満額充当
  - ②単価の設定方法の見直し →県下統一単価から処理区別単価へ移行

## 3. 令和7・8年度単価改定に向けた考え方

## 3-1 令和7・8年度の単価試算案

#### ■単価試算の考え方

- ・ 令和4年度決算ベースで試算
- 県の一般会計繰入金として交付税措置額を満額充当
- 現行単価から上昇しないように、一般会計繰入金を第二処理区、吉野川処理区、 宇陀川処理区に重点配分し、残額を第一処理区へ配分

	第一	第二	吉野川	宇陀川	
一般排水単価(円/㎡)	48.5	54.0	54.0	54.0	
一般会計繰入金(千円)	32, 855	459, 477	381, 874	340, 348	4 C

現行
54.0
400,000

※現時点での試算結果であり、確定したものではありません

#### (参考) 一般会計繰入金を資本費按分で各処理区に配分した場合

	第一	第二	吉野川	宇陀川
一般排水単価(円/m <sup>i</sup> )	39.8	58.0	111.0	188.3
一般会計繰入金(千円)	636, 404	337, 156	139, 264	101, 746

現行
54.0
400,000

※現時点での試算結果であり、確定したものではありません